

鳥取市連合母子会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市連合母子会補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、ひとり親家庭及び寡婦の生活基盤の安定化を図る活動をする鳥取市連合母子会（以下「母子会」という。）に対し補助金を交付し、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

(補助対象経費)

第3条 本補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、母子会の運営に係る経費のうち、賃金、報償費、旅費、需用費、役員費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費その他市長が必要と認める経費とする。

(補助金の算定等)

第4条 本補助金の額は、前条に規定する補助対象事業費支出額（負担金を除く）から対象事業に伴う補助金（本補助金を除く）、受託金の額を控除した額（1,000円未満の端数は切り捨てる。）以内で算定し得た額と、予算額のいずれか低い額の範囲内で交付する。

(着手届の提出)

第5条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

(交付申請)

第6条 本補助金の交付申請は、活動計画書及び収支予算書を添付して毎年9月30日までに行なわなければならない。

(交付の時期)

第7条 本補助金の交付は、母子会の活動が円滑に行なわれるよう毎年11月30日までに交付する。

(実績報告)

第8条 規則第12条に定める実績報告は、活動報告書及び収支決算書を添付して、補助金の交付を受けた年度の翌年度の4月20日までに行なわなければならない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、健康こども部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年5月23日から施行し、平成13年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行し、平成26年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年11月13日から施行し、令和2年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年9月24日から施行し、令和3年度事業から適用する。